

平成26年度第3回団体連絡会議事次第

1. 日時：平成26年12月10日（水）14：00～16：00
2. 場所：（一社）日本建材・住宅設備産業協会 A・B 会議室
3. 議題
 - (1) 挨拶

一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会 事務局長 長谷川 鉄朗…………… 14:00～14:15
 - (2) 講演
 - ①「産業競争力強化に向けて」

経産省経済産業省 経済産業政策局産業構造課・新事業開拓制度推進室
係長 福原 鉄平 氏…………… 14:15～15:00
 - ②「建材トップランナー制度について（サッシ・複層ガラス）」

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課
課長補佐 中村 幹 氏…………… 15:00～15:45
 - (3) 団体会員配布物のお知らせ…………… 15:45～15:55
 - (4) 建産協からの報告・他……………15:55～

平成26年度 団体連絡会の開催スケジュール
第4回 3月20日（金）

（配布資料）

- | | |
|----------|------------------------------|
| 団連26-3-1 | 平成26年度第2回団体連絡会議事次第 |
| 団連26-3-2 | 「産業競争力強化に向けて」 |
| 団連26-3-3 | 「建材トップランナー制度について（サッシ・複層ガラス）」 |

（別紙・別冊）

- ・塗料産業フォーラム
 - ・建築塗料・塗装セミナー
 - ・GHSセミナー「SDS作成の最新情報」
- 一般社団法人 日本塗料工業会

平成26年度第3回団体連絡会開催報告



平成26年12月10日(水)、平成26年度第3回団体連絡会が建産協会議室にて27団体等37名の出席者のもと開催された。

まず長谷川事務局長の主催者挨拶の後、経済産業省 経済産業政策局産業構造課・新事業開拓制度推進室 係長 福原鉄平氏より「産業競争力強化に向けて」、続いて同省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー対策課 課長補佐 中村 幹 氏より「建材トップランナー制度について(サッシ・複層ガラス)」と題する講演があった。続いて団体会員から事業案内があった。

講演1：産業競争力強化に向けて ～「企業単位の規制改革」の実現～



講師：経済産業省 経済産業政策局産業構造課・新事業開拓制度推進室
特区制度・規制改革担当 係長 福原鉄平氏

1. 日本再興戦略について
2. 日本再興戦略のこれまでの流れ
3. 産業競争力強化法における規制改革の位置付け
4. 「三層構造」の取組による規制改革の推進
5. グレーゾーン解消制度
6. 企業実証特例制度
7. 制度の活用について

冒頭、背景として日本再興戦略の全体像を示し、規制改革の位置付けと規制改革案件を取り扱う制度等(規制改革会議等・特区制度・企業実証特例制度)が紹介された。

次に平成26年1月に施行された「産業力強化法」のうち、2つの制度についてそれぞれ実証例を示して説明がなされた。1つ目の「グレーゾーン解消制度」とは、事業者が現行の適用範囲が不明確な分野においても、安心して新事業活動を行えるよう、具体的な計画に即して、予め規制の適用有無を確認できる制度であること。2つ目の「企業実証特例制度」とは、新たに事業を行おうとする事業者が、その支障となる規制の特例措置を提案し、その内容を事業所管と規制所管において検討の上、規制の特例措置の適用を認めることができる制度であることが紹介された。

制度の活用については、事業所管省庁が、申請を検討している事業者側に立って、申請までサポートすることが説明され、現時点で確認したい規制が不明瞭な場合や、同制度への申請書の作成についても丁寧に対応する体制が案内された。

講演2： 建材トップランナー制度について(サッシ・複層ガラス)



講師：経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー対策課 課長補佐 中村 幹 氏

1. トップランナー制度の概要(機器トップランナーを例に)
2. 建材トップランナー制度の対象となる建築材料
3. サッシトップランナー制度
4. 複層ガラストップランナー制度

冒頭、トップランナー制度について概要説明があり、自動車や家電等で計 29 機器が対象となっており、効率改善が図られた例として、乗用車の燃費改善やテレビの消費電力改善が挙げられた。

建材トップランナー制度のカバー率は、平成 25 年度に導入された断熱材に加え、サッシと複層ガラスが該当し、一般的な住宅から熱損失する部分の約 81%をカバーできることが示された。

サッシトップランナー制度は、主に戸建住宅等に用いられるサッシで、開閉形式 5 種(引き違い、FIX、上げ下げ、縦すべり出し、横すべり出し)のいずれか、かつ材質 4 種(アルミ単板、アルミ複層、アルミ複層樹脂、樹脂)のいずれかを満たすものが対象範囲となり、通過熱流量を評価指標としたうえで目標基準値を定め、普及品から付加価値品または高付加価値品への移行を評価する仕組みとする。また、複層ガラストップランナー制度は、ガラス総厚み 10mm以下の複層ガラスを対象範囲とし、熱還流率を評価指標としたうえで、一般または Low-E の複層ガラスの市場に整理し、Low-E 複層ガラスへの移行を評価する仕組みとすることが解説された。

団体会員からの事業案内

- 一般社団法人日本塗料工業会 若林英樹氏
「第 23 回塗料産業フォーラム ‘14」開催のご案内
「建築塗料・塗装セミナー」について
「最新 GHS セミナー 塗料など混合物を中心とした“SDS 作成の最新情報”」について
- キッチン・バス工業会 田中朋子氏
キッチン・バスの日記念 「第 10 回台所・お風呂の川柳」について



一般社団法人日本塗料工業会 若林英樹氏



キッチン・バス工業会 田中朋子氏

建産協からの報告・他

- ・平成 26 年度第 4 回団体連絡会の開催予定日 平成 27 年 3 月 20 日(金)

(※建産協ホームページ内の会員専用コーナーより関連資料がご覧いただけます。)